



中山間地域農業直接支払事業中間年評価書

平成20年（2008年）3月

長野県農政部

目次

はじめに	
1 事業の目的と内容	1
2 中間年評価の意義と根拠	2
評価の概要・集落等の取組状況	
1 評価の概要	3
2 第2期対策の実施状況の推移	7
交付金交付の評価	
1 集落協定に係る評価	1 1
(1)集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況	1 2
(2)農業生産活動等として取り組むべき事項（耕作放棄の防止等の活動）の実施状況	1 3
(3)農業生産活動等として取り組むべき事項（水路・農道等の管理活動）の実施状況	1 5
(4)農業生産活動等として取り組むべき事項（多面的機能を増進する活動）の実施状況	1 5
(5)自律的かつ継続的な農業生産活動等（農用地等保全マップの実践）の進捗状況	1 7
(6)自律的かつ継続的な農業生産活動等（選択的必須要件：A要件）の進捗状況	1 8
(7)自律的かつ継続的な農業生産活動等（選択的必須要件：B要件）の進捗状況	2 1
(8)加算措置の進捗状況	2 2
(9)総合評価	2 4
2 個別協定に係る評価	2 7
制度の評価	
1 耕作放棄の発生防止	2 9
2 地域・集落の活性化	3 6
3 多面的機能の維持	3 9
4 その他	4 3
まとめ	4 5

はじめに

1 事業の目的と内容

中山間地域農業直接支払事業は、耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、適切な農業生産活動等が継続されるよう農業生産条件の不利を補正するための支援として平成12年度に創設された。（第1期対策）

平成17年度からは、新たな対策として多面的機能の維持・増進を一層図るため、生産性の向上や集落営農化のための活動など、各集落の将来に向けた自律的かつ継続的な農業生産活動ができるような積極的な取組を促す仕組みに改善され現在に至っている。（第2期対策）

なお、本事業は、本県が今年度策定した食と農業・農村振興計画においても、中山間地域の振興に係る重要施策と位置付けている。

事業の概要

対象農用地の基準
次の基準を満たす、農振農用地区域内の1ha以上の一団の農用地

区分	対象農用地の基準		
	急傾斜	緩傾斜	その他
田	1/20以上	1/100以上1/20未満 (急傾斜農用地と連担する農用地)	自然条件により小区画・不整形な田
畑	15度以上 (27/100以上)	8度以上15度未満 (14/100以上27/100未満) (急傾斜農用地と連担する農用地)	
草地 採草放牧地			

事業内容

第1期対策(H12~16)

必須活動

- 耕作放棄の発生防止
- 水路・農道等の管理
- 多面的機能の増進活動

10a当たり単価

田 急傾斜: 21,000円

畑 急傾斜: 11,500円

…等

第1期対策の実績

面積 10,655ha(H16)

交付金 8,779,869千円(累計)

【主な改正点】

集落の活動レベルに応じた段階的単価の設定
マスタープラン作成の義務づけ

第2期対策(H17~21)

特別加算活動(選択)

- 担い手への農地利用集積
- 利用権設定・作業委託による土地利用調整
- 耕作放棄地の復旧
- 特定農業法人等の設立

一般加算活動(必須+選択)

- 【必須】
- 農地や法面、道・水路等の保全マップの作成と管理活動の実践
- 【選択】
- 生産性・収益向上に向けた活動
 - 担い手の育成に向けた活動
 - 多面的機能の発揮に向けた活動
- 又は
- 集落営農化に向けた活動
 - 担い手への農用地の集積に向けた活動

基礎活動(必須)

- マスタープランの作成(集落の将来像の明確化等)
- 耕作放棄の発生防止(継続)
- 水路、道路等の管理活動(継続)
- 多面的機能増進活動(継続)

10a当たり単価

田 急傾斜: 500~4,000円

畑 急傾斜: 500~1,750円

…等

特別加算

10a当たり単価

田 急傾斜: 4,200円

畑 急傾斜: 2,300円

…等

一般加算

10a当たり単価

田 急傾斜: 16,800円

畑 急傾斜: 9,200円

…等

基礎部分

4,324ha

5,249ha

534ha

10,107ha(平成19年度見込)

2 中間年評価の意義と根拠

中間年評価は、第2期対策から新たに取り入れられた制度であり、国の中山間地域等直接支払交付金実施要領第13並びに同実施要領の運用第18に基づき、市町村・県・国の各段階において、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況等について行い、制度全体の見直し及び最終評価の円滑な実施に活用することを目的として実施するものである。

【中山間地域等直接支払交付金実施要領】(抜粋)

第13 交付金交付の評価

- 1 交付金の評価は、中間年評価及び最終評価とする。
- 2 市町村長は集落等の取組状況を評価し、その結果を都道府県知事に報告するものとする。
- 3 都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともに、その結果を地方農政局長（北海道にあっては直接、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を經由して農村振興局長に報告すること。
- 4 農村振興局長は都道府県知事の報告を受け、中立的な第三者機関において交付金に係る効果等を検討し、評価するとともに、中山間地域農業をめぐる諸事情の変化、協定による目的達成に向けての取組を反映した農用地の維持・管理の全体的な実施状況等を踏まえ、5年後に制度全体の見直しを行う。ただし、必要があれば3年後に所要の見直しを行う。

【中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用】(抜粋)

第18 交付金交付の評価

- 1 実施要領第13の1の「交付金の評価」は、以下のとおり実施する。
(1) 中間年評価は、市町村が行う平成19年度の実施状況の確認に併せて行い、平成20年6月末までに実施する。
- 2 評価は、集落協定で規定した農業生産活動等として取り組むべき事項、集落マスタープランに定めた取り組むべき事項等の達成状況及び自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況等について行う。
- 3 市町村は、中間年評価において、集落協定又は個別協定で規定した取組が不十分な協定に対しては、取組の改善に向けた適切な指導・助言を行うものとし、改善が見込めない協定にあっては、第9の1の(3)(4)(6)及び(7)の措置を講ずるものとする。

【第9の1の(3)(4)(6)(7)の内容】

区分	状 況	措 置
1の(3)	集落マスタープランに定めた取組が適切に実施されずかつ、市町村長が当該取組について、改善が見込まれないと判断した場合	交付停止
1の(4)	中間年評価の結果、集落協定にあっては「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」が、個別協定にあっては「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」が適切に実行されず、かつ、市町村長が平成21年度までに実施されることが困難と判断した場合	交付金額に0.2を乗じた額を遡及返還
1の(6)	土地利用調整加算について、協定に位置付けられた目標が、中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合	加算額を遡及返還
1の(7)	法人設立加算について、協定に位置付けられた目標が、中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合	

1 評価の概要

(1) 評価の手順

実施要領等には定められていないが、市町村段階の評価に先立ち、集落協定の代表者等による協定の自己評価を行うこととした。

次に、協定の自己評価を受けて、市町村は、毎年秋に行っている事業の実施状況の確認に併せて、中間年評価に係る項目の確認を行うこととしたが、全ての市町村において共通認識のもと、隔たりなく中間年評価が実施できるよう、「中山間地域農業直接支払事業の中間年評価に係る集落協定点検票」を作成するとともに、県と市町村が連携して1市町村当たり1集落協定以上について協働確認を行い、中間年評価の円滑な実施を推進した。

	市町村数	集落協定数
協働確認数	76	140

また、本県の中間年評価において事業の成果と課題を整理するに当たり、市町村による協定の客観的評価を補完するため、市町村及び集落協定の代表者に対してアンケート調査を実施することとした。

(2) 協定の自己評価

評価の主体

集落協定の代表者等

目的

ア 自己点検による協定の見直し・改善

イ 集落の将来像の実現に向けた取組の強化に必要な内容の把握

評価の対象

必須項目

ア 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況



イ 農業生産活動等として取り組むべき事項等の実施状況

選択項目

ウ 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況

エ 加算措置の進捗状況

自己評価の狙い

- 
 自己点検により、現在の取組状況を整理し、集落マスタープランに定める集落の目指す将来像や第2期対策の達成目標に対して、今どの段階までできているのかを把握する。
- 
 これにより、このまま続けてよいこと、修正すべきことが明確になり、今後自分たちの集落が何をすべきかを集落で話し合う一助とする。

(3) 市町村評価

市町村は、集落協定等の自己評価の結果を踏まえて、全ての集落協定等を対象に、国が示した「市町村の判断基準ガイドライン」（平成19年9月20日付け19農振第1099号農村振興局整備部地域整備課長通知）に基づき、集落協定等の現状を客観的に評価するとともに、必要に応じて指導・助言を行った。

なお、評価の結果、取組の改善が見込まれないと判断した場合には、交付金の停止や返還の措置を講じることとなる。

さらに、集落協定等の客観的評価の結果やアンケート結果等を踏まえ、事業の成果と課題を整理し、市町村中間年評価書に取りまとめ県に報告した。

評価の主体

市町村

目的

- ア 取組に課題のある集落協定等を明確にし、必要な指導・助言の実施
- イ 制度の成果と課題の明確化

評価の方法

ア 集落協定等の評価

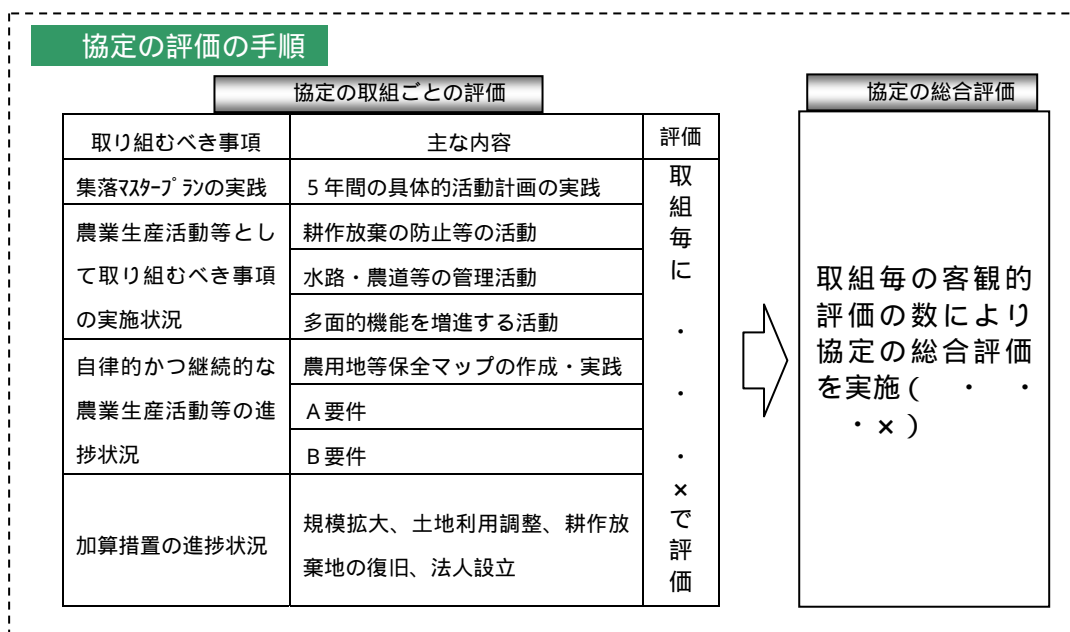
自己評価の結果を踏まえ、取組ごとに「優良（ ）」、「適当（ ）」、「要指導・助言（ ）」、「返還等（ × ）」の4区分により客観的に評価するとともに、協定全体に対する評価を実施する。

イ 事業の成果と課題

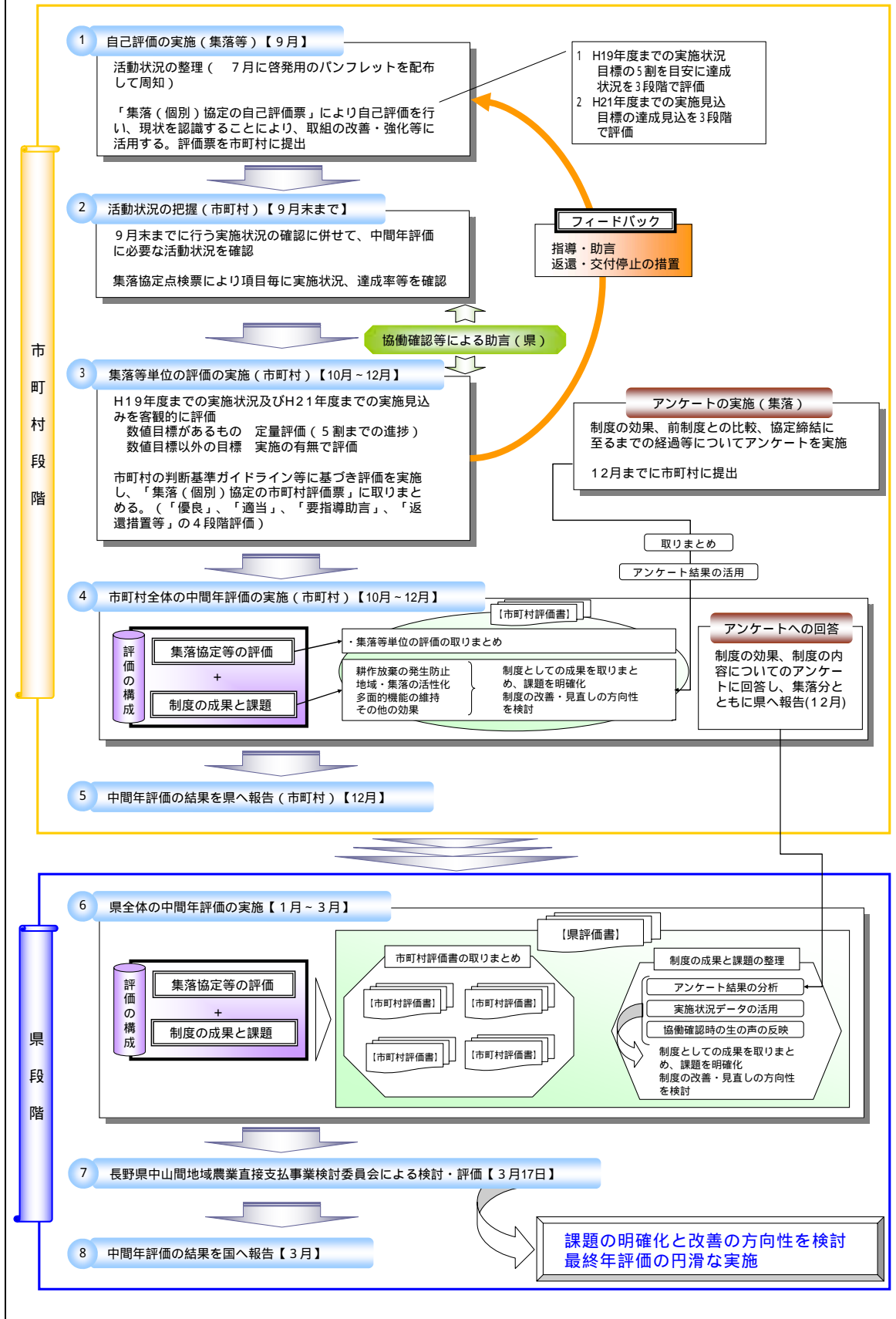
市町村が確認した3年間の集落協定等の状況や協定の客観的評価等に基づき、事業の成果と課題を整理する。

(4) 県評価

市町村から報告のあった市町村中間年評価書並びに市町村及び集落協定の代表者に対して行ったアンケート調査を踏まえて中間年評価を実施する。

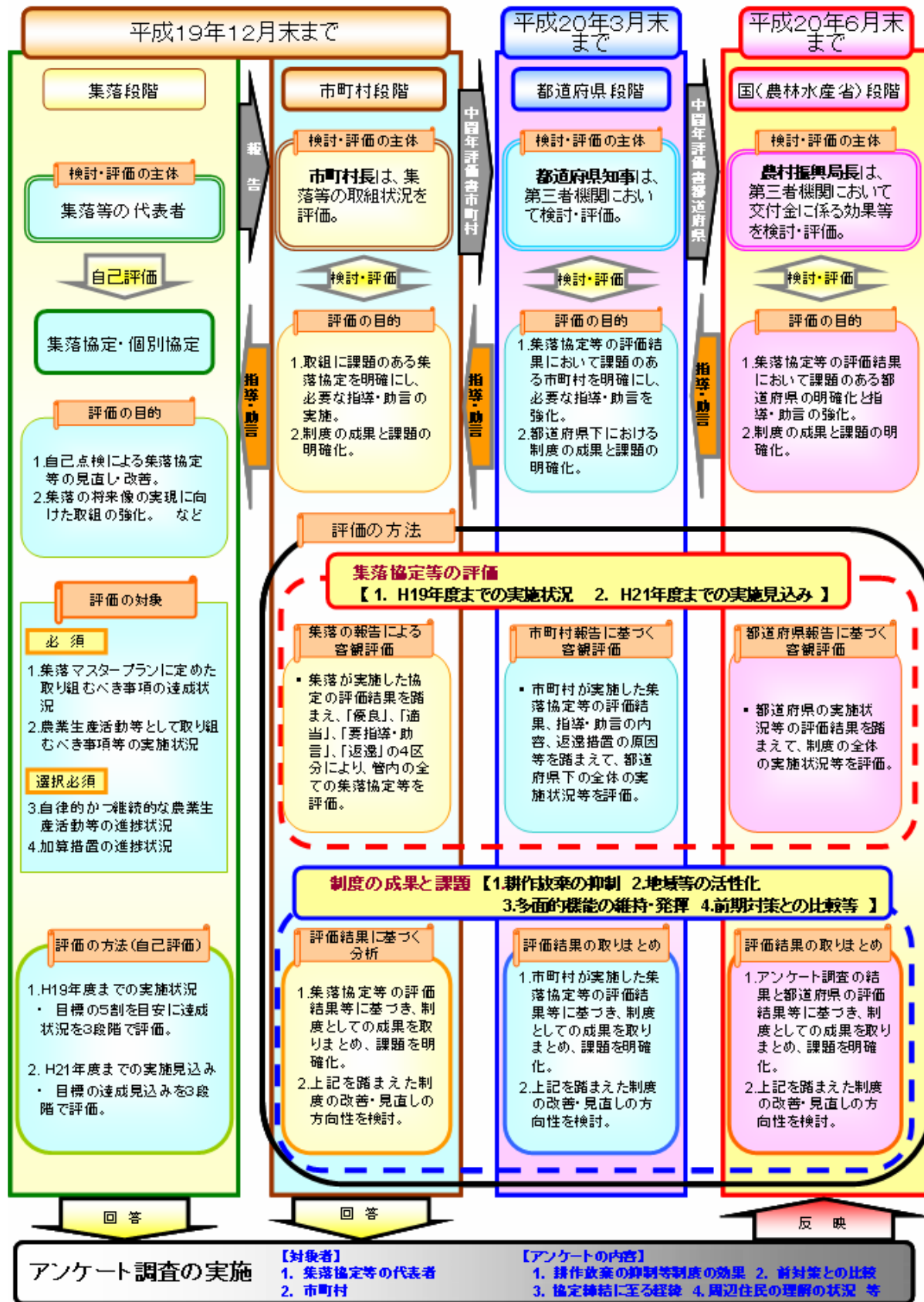


中間年評価の全体像



(参考)

中山間地域等直接支払制度の中間年評価の全体像



2 第2期対策の実施状況の推移

(1) 実施市町村数

実施市町村数は、76市町村で変更ない。

年度	市町村数	実施市町村数
H17(a)	81	76
H18	81	76
H19(b)	81	76
増減(b-a)	0	0

(未実施市町村：川上村、軽井沢町、王滝村、朝日村、小布施町)

(2) 協定数

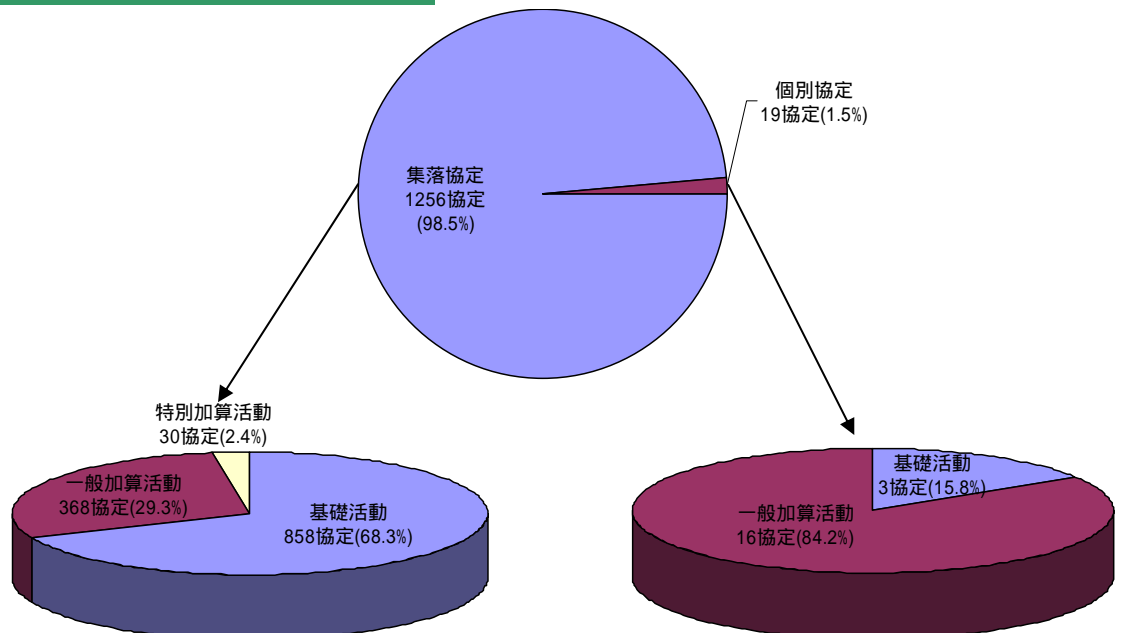
集落協定と個別協定を合計した協定数は、平成17年度に比較して10協定増加している。

なお、平成18年度以降新たに締結された集落協定は12協定であるが、3協定を1協定に統合した集落協定があるため、統計上は10協定の増加となっている。(12協定 - 2協定 = 10協定)

年度	協定数	協定数		
		基礎活動	一般加算活動	特別加算活動
H17(a)	(19) 1,265	(3) 878	(16) 370	(0) 17
H18	(19) 1,269	(3) 859	(16) 384	(0) 26
H19(b)	(19) 1,275	(3) 861	(16) 384	(0) 30
増減(b-a)	(0) 10	(0) 17	(0) 14	(0) 13

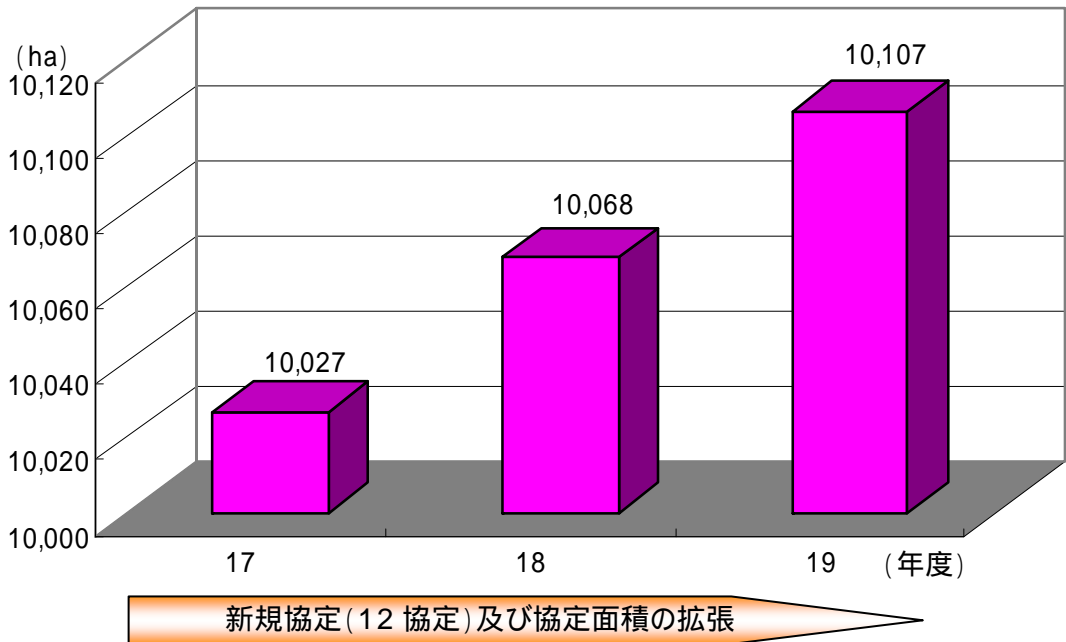
注：()内は個別協定で内数

活動別の協定数(平成19年度)



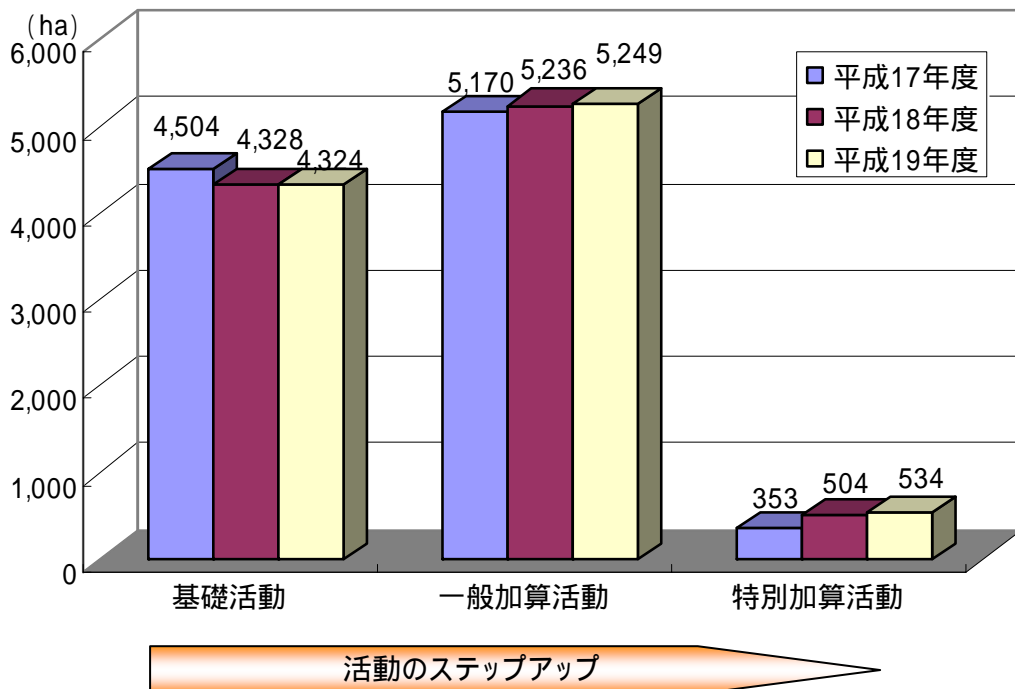
協定農用地面積の推移

協定農用地面積は、平成17年度に比較して80ha増加している。

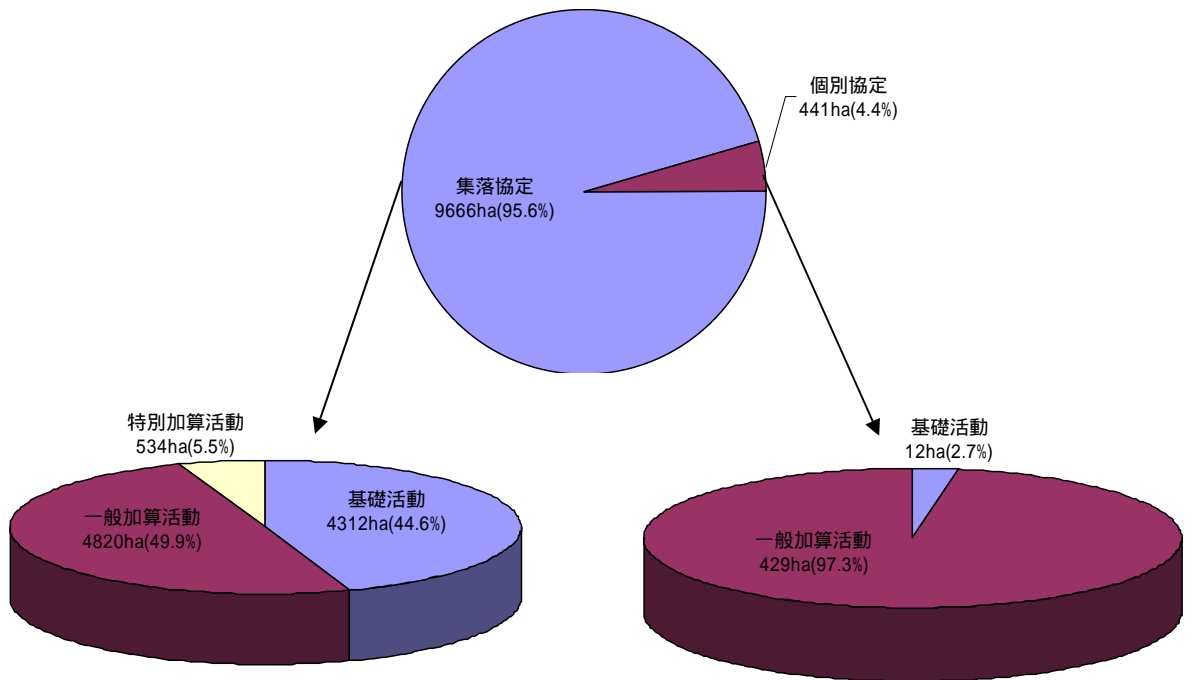


活動別面積の推移

基礎活動の面積は逡減、より積極的な活動である一般加算活動及び特別加算活動の面積は逡増しており、堅実に活動のステップアップが図られている。



活動別の面積数（平成 19 年度）



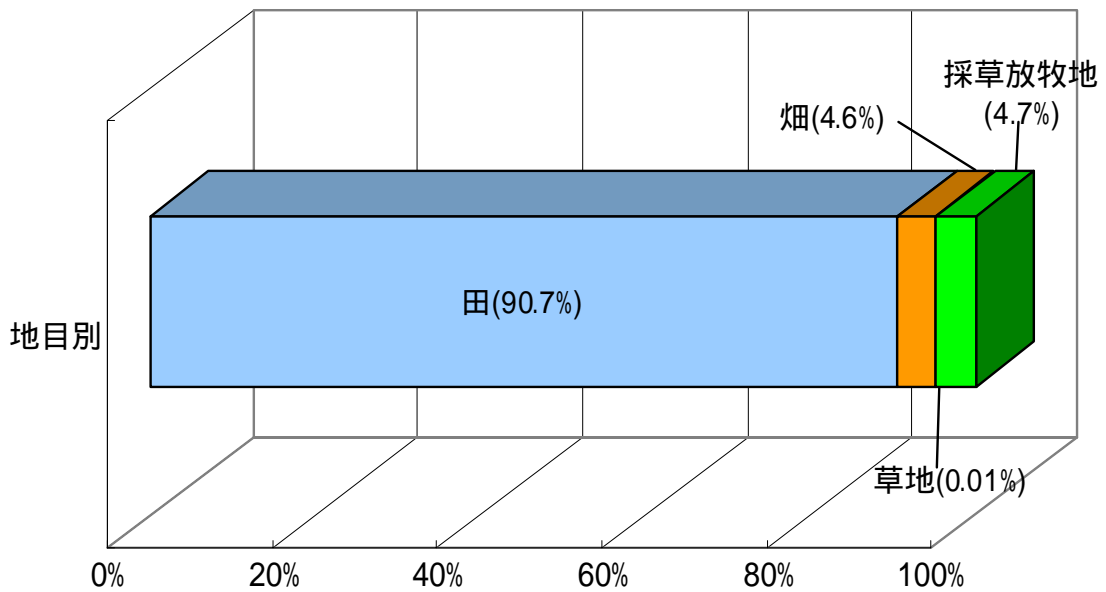
特別加算面積の推移

	規模拡大加算		土地利用調整 加算		耕作放棄地復 旧加算		法人設立加算				合 計	
	協定数	面積	協定数	面積	協定数	面積	特定農業法人		農業生産法人		協定数	面積
							協定数	面積	協定数	面積		
H 1 7 (a)	4	29	2	57	4	40	1	35	6	192	17	353
H 1 8	13	172	2	62	4	40	1	35	6	195	26	504
H 1 9 (b)	16	196	3	67	4	40	1	35	6	195	30	534
増減(b-a)	12	167	1	10	0	0	0	0	0	3	13	181

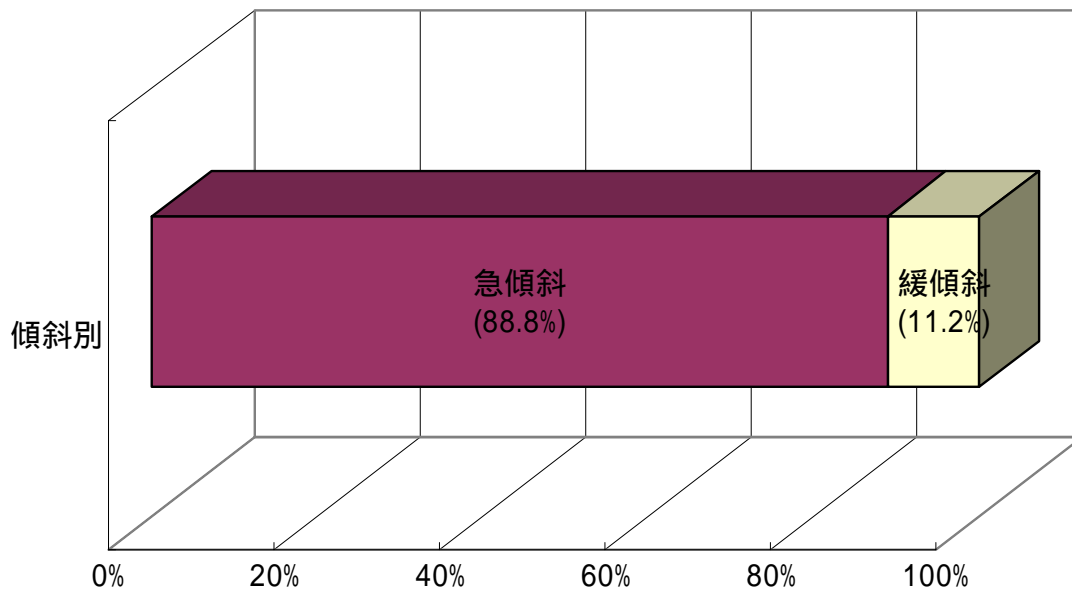
地目別交付面積の推移

年 度	田	畑	草 地	採草放牧地	合 計
H 1 7 (a)	9,109	436	1	481	10,027
急傾斜	8,264	243	1	408	8,916
緩傾斜	845	193	0	73	1,111
H 1 8	9,145	441	1	481	10,068
急傾斜	8,298	241	1	408	8,948
緩傾斜	847	200	0	73	1,120
H 1 9 (b)	9,164	461	1	481	10,107
急傾斜	8,318	245	1	408	8,972
緩傾斜	846	216	0	73	1,135
増減(b-a)	55	25	0	0	80
急傾斜	54	2	0	0	56
緩傾斜	1	23	0	0	24

地目別交付面積の割合（平成 19 年度）



傾斜別交付面積の割合（平成 19 年度）



(4)活動のステップアップの状況

(単位：h a)

区分	協定数	面積
新規協定	1 2	5 0
一般加算活動へのステップアップ	2 5	2 2 9
特別加算活動へのステップアップ	1 4	1 9 4

【参考】

一般加算活動に取り組もうとしたものの、目標達成の見込みが立たないため、基礎活動に変更した集落協定が2協定(4ha)存在する。(活動の下方修正)

(5)交付金額

交付金額は、平成17年度に比較して20,997千円増加しており、第2期対策3年間で交付した交付金額は、5,037,943千円となる見込みである。

(単位：千円)

年 度	協定数	交付金額
H17(a)	(19) 1,265	(6,660) 1,667,384
H18	(19) 1,269	(6,660) 1,682,178
H19(b)	(19) 1,275	(6,785) 1,688,381
増減(b-a)	(0) 10	(125) 20,997

注：()内は個別協定で内数・H19は見込み

交付金交付の評価

1 集落協定に係る評価

平成19年6月30日現在で集落協定が締結されている1,256協定について活動項目別及び総合的に評価を行うこととする。

活 動 項 目	区分	実施時期	備考
集落マスタープランに定めた取り組むべき事項	必須	毎年実施	基 礎 活 動
農業生産活動等として取り組むべき事項 ・耕作放棄の防止等の活動 ・水路・農道等の管理活動 ・多面的機能を増進する活動	必須	毎年実施	
自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項 ・農用地等保全マップの実践 ・A要件又はB要件	選択	平成21年度 までに実施	一 般 加 算 活 動
加算活動	選択	毎年実施	特 別 加 算 活 動
・規模拡大加算			
・土地利用調整加算 ・耕作放棄地復旧加算 ・法人設立加算		平成21年度 までに実施	

注：備考欄に本県における呼称を記載

(1)集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況

集落マスタープランは、第2期対策から新たに作成が義務付けられた項目で、集落の10～15年後の将来像を明確化したものである。第2期対策は、集落の目指す将来像実現のための具体的な活動計画を定めた「集落の5年間の活動工程表」により活動を行っている。

19年度までの実施状況

「集落の5年間の活動工程表」の定められた事項について確認したところ、88.1%の集落で確実に実施されていた。残りの11.9%の集落では一部の活動に遅れが見られたが着実に活動が実施されており、活動が実施されていない集落はなかった。

区 分		協定数	割合(%)
	定めた活動が確実に実施されている	1,107	88.1
	活動の一部に遅れがあるが着実に実施されている	149	11.9
x	実施されていない	0	0

21年度までの実施見込み

94.7%の集落協定で確実に実施される見込みであり、19年度までの実施状況に比較して6.6ポイント増加している。活動が行われないことにより集落の目指す将来像の実現が見込まれない集落協定はなかった。

区 分		協定数	割合(%)
	定めた活動の実施が見込まれる	1,190	94.7
	定めた活動の実施に課題がある	66	5.3
x	実施される見込みがない	0	0

評価

6.5%の集落協定については、市町村からの指導・助言が必要であったが、93.5%の集落協定で目標の達成が見込まれており、そのうち127集落協定(10.1%)では目標以上の達成が見込まれる状況である。

区 分		協定数	割合(%)
	目標以上の達成が見込まれる【優良】	127	10.1
	目標の達成が見込まれる【適当】	1,048	83.4
	市町村の指導・助言により目標の達成が見込まれる【要指導・助言】	81	6.5
x	目標の達成が困難と見込まれる【交付停止・返還】	0	0

【要指導・助言の内訳（複数回答）】

（対象：81集落協定）

区 分	協定数	割合(%)
話し合い活動の充実	67	82.7
活動内容の再検討（活動項目）	41	50.6
共同取組活動の充実	21	25.9
市町村・JA等との連携強化	16	19.8
活動内容の再検討（達成目標）	8	9.9
非農家等多様な人材の参画推進	3	3.7
地域外者等との連携強化	1	1.2
近隣集落等との連携強化	1	1.2
活動内容の再検討（加算措置）	1	1.2
その他	19	23.5

(2)農業生産活動等として取り組むべき事項（耕作放棄の防止等の活動）の実施状況

耕作放棄の防止等の活動については、次の取組項目から1項目以上を選択して取組を行うこととされている。

集落協定によっては、積極的に複数の取組項目を選択している集落協定もあるが、その様な集落協定については最低1項目の活動を実施する必要がある。

取 組 項 目	
賃借権設定・農作業の委託	限界的農地の林地化
既耕作放棄地の復旧	簡易な基盤整備
既耕作放棄地の林地化	土地改良事業
既耕作放棄地の保全管理	自然災害を受けている農用地の復旧
農地の法面管理	地目変換
鳥獣被害防止対策	その他

19年度までの実施状況

集落協定に定められた延べ2,955の取組項目について確認したところ、85.4%の取組が確実に実施されていた。また、9.9%の取組項目で一部の活動に遅れが見られたが着実に活動が実施されていた。

なお、4.7%は取組項目が実施されていなかったが、複数の取組項目を選択している集落であり、1項目以上の取組項目を実施すればよいことから、活動を1項目も実施していない集落協定はなかった。

区 分	取組数	割合(%)
定めた活動が確実に実施されている	2,522	85.4
活動の一部に遅れがあるが着実に実施されている	294	9.9
× 実施されていない	139	4.7

21年度までの実施見込み

延べ2,955の取組項目のうち、91.2%の取組項目が確実に実施される見込みであり、19年度までの実施状況に比較して5.9ポイント増加している。

なお、4.1%の取組項目が実施される見込みが立たないが、活動が全く実施される見込みがない集落協定はなかった。

区 分		取組数	割合(%)
	定めた活動の実施が見込まれる	2,695	91.2
	定めた活動の実施に課題がある	140	4.7
×	実施される見込みがない	120	4.1

評価

2.5%の集落協定については、市町村からの指導・助言が必要であったが、97.5%の集落協定で目標の達成が見込まれており、そのうち162集落協定(12.9%)では目標以上の達成が見込まれる状況である。

区 分		協定数	割合(%)
	目標以上の達成が見込まれる【優良】	162	12.9
	目標の達成が見込まれる【適当】	1,063	84.6
	市町村の指導・助言により目標の達成が見込まれる【要指導・助言】	31	2.5
×	目標の達成が困難と見込まれる【交付停止・返還】	0	0

【要指導・助言の内訳(複数回答)】

(対象:31集落協定)

区 分	協定数	割合(%)
話し合い活動の充実	23	74.2
活動内容の再検討(活動項目)	13	41.9
市町村・JA等との連携強化	9	29.0
共同取組活動の充実	8	25.8
近隣集落等との連携強化	2	6.5
非農家等多様な人材の参画推進	1	3.2
地域外者等との連携強化	1	3.2
活動内容の再検討(達成目標)	1	3.2
組織的な営農活動の導入	1	3.2
その他	1	3.2

(3)農業生産活動等として取り組むべき事項（水路・農道等の管理活動）の実施状況

19年度までの実施状況

集落協定に定められた延べ2,533の取組項目について確認したところ、ほぼ全ての取組項目が確実に実施されていた。

区 分		取組数	割合(%)
	定めた活動が確実に実施されている	2,520	99.5
	活動の一部に遅れがあるが着実に実施されている	13	0.5
×	実施されていない	0	0

21年度までの実施見込み

定めた活動が確実に実施される見込みである。

区 分		取組数	割合(%)
	定めた活動の実施が見込まれる	2,532	99.9
	定めた活動の実施に課題がある	1	0.1
×	実施される見込みがない	0	0

評価

ほとんど(99.8%)の集落協定で目標の達成が見込まれており、そのうち252集落協定(20.1%)では目標以上の達成が見込まれる状況である。

区 分		協定数	割合(%)
	目標以上の達成が見込まれる【優良】	252	20.1
	目標の達成が見込まれる【適当】	1,001	79.7
	市町村の指導・助言により目標の達成が見込まれる【要指導・助言】	3	0.2
×	目標の達成が困難と見込まれる【交付停止・返還】	0	0

【要指導・助言の内訳（複数回答）】

(対象：3集落協定)

区 分	協定数	割合(%)
話し合い活動の充実	3	100
共同取組活動の充実	3	100

(4)農業生産活動等として取り組むべき事項（多面的機能を増進する活動）の実施状況

多面的機能を増進する活動については、次の取組項目から1項目以上を選択して取組を行うこととされている。

集落協定によっては、積極的に複数の取組項目を選択している集落協定もあるが、その様な集落協定については最低1項目の活動を実施する必要がある。

取組項目	
周辺林地の下草刈	粗放的畜産
土壌流亡に配慮した営農	堆きゅう肥の施肥
棚田オーナー制度	拮抗作物の利用
市民農園等の開設・運営	合鴨・鯉の利用
体験民宿（グリーンツーリズム）	輪作の徹底
景観作物の作付け	緑肥作物の作付け
魚類・昆虫類の保護	その他活動
鳥類の餌場の確保	

19年度までの実施状況

集落協定に定められた延べ1,986の取組項目について確認したところ、87.5%の取組項目が確実に実施されていた。また、8.6%の取組項目で一部の活動に遅れが見られたが着実に活動が実施されていた。

なお、3.9%は取組項目が実施されていないが、複数の取組項目を選択している集落協定であり、1項目以上の取組項目を実施すればよいことから、活動を1項目も実施していない集落協定はなかった。

区 分		取組数	割合(%)
	定めた活動が確実に実施されている	1,738	87.5
	活動の一部に遅れがあるが着実に実施されている	170	8.6
x	実施されていない	78	3.9

21年度までの実施見込み

延べ1,986の取組項目のうち、93.2%の取組項目が確実に実施される見込みであり、19年度までの実施状況に比較して5.7ポイント増加している。

なお、3.0%の取組項目が実施される見込みが立たないが、これは集落協定が意欲を持って1項目以上の取組項目を選択した結果であり、活動が1項目も実施される見込みがない集落協定はなかった。

区 分		取組数	割合(%)
	定めた活動の実施が見込まれる	1,851	93.2
	定めた活動の実施に課題がある	75	3.8
x	実施される見込みがない	60	3.0

評価

2.2%の集落協定については、市町村からの指導・助言が必要であったが、97.8%の集落協定で目標の達成が見込まれており、そのうち154集落協定(12.3%)では目標以上の達成が見込まれる状況である。

区 分		協定数	割合(%)
	目標以上の達成が見込まれる【優良】	154	12.3
	目標の達成が見込まれる【適当】	1,074	85.5
	市町村の指導・助言により目標の達成が見込まれる【要指導・助言】	28	2.2
×	目標の達成が困難と見込まれる【交付停止・返還】	0	0

【要指導・助言の内訳（複数回答）】 (対象：28集落協定)

区 分	協定数	割合(%)
話し合い活動の充実	17	60.7
共同取組活動の充実	14	50.0
活動内容の再検討（活動項目）	12	42.9
市町村・JA等との連携強化	7	25.0
近隣集落等との連携強化	2	7.1
非農家等多様な人材の参画推進	1	3.6
組織的な営農活動の導入	1	3.6
その他	1	3.6

(5) 自律的かつ継続的な農業生産活動等（農用地等保全マップの実践）の進捗状況

農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項については、397協定（31.6%）で実施している。

取り組むべき事項のうち農用地等保全マップの実践については、次の取組内容から1項目以上を選択して取組を行うこととされている。

取 組 内 容
農地法面、水路・農道等補修・改良
鳥獣害防止対策
既耕作放棄地復旧又は林地化

19年度までの実施状況

集落協定に定められた延べ507の取組項目について確認したところ、87.6%の取組項目で平成21年度までに達成すべき農用地等保全マップの実践活動の5割以上を達成していた。

区 分	取組数	割合(%)
通知基準の5割以上を達成している	444	87.6
通知基準の5割を達成していない	63	12.4
×	0	0

2 1年度までの実施見込み

97.2%の取組項目で通知基準が達成される見込みである。2.8%の取組項目で通知基準の達成に課題が残るが、通知基準の達成が難しい取組項目はなかった。

区 分		取組数	割合(%)
	通知基準の達成が見込まれる	493	97.2
	通知基準の達成に課題がある	14	2.8
x	通知基準の達成が困難	0	0

評価

3.0%の集落協定については、市町村からの指導・助言が必要であったが、97.0%の集落協定で通知基準の達成が見込まれており、そのうち50集落協定(12.6%)では通知基準以上の達成が見込まれる状況である。

区 分		協定数	割合(%)
	目標以上の達成が見込まれる【優良】	50	12.6
	目標の達成が見込まれる【適当】	335	84.4
	市町村の指導・助言により目標の達成が見込まれる【要指導・助言】	12	3.0
x	目標の達成が困難と見込まれる【返還】	0	0

【要指導・助言の内訳(複数回答)】 (対象:12集落協定)

区 分	協定数	割合(%)
話し合い活動の充実	10	83.3
活動内容の再検討(達成目標)	4	33.3
市町村・JA等との連携強化	3	25.0
活動内容の再検討(活動項目)	2	16.7
共同取組活動の充実	1	8.3
その他	1	8.3

(6)自律的かつ継続的な農業生産活動等(選択的必須要件:A要件)の進捗状況
農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項については、選択要件となっており、選択の条件は次のとおりとなっている。

A要件又はB要件から1つを選択	A要件	生産性・収益向上に向けた活動 担い手の育成に向けた活動 多面的機能の発揮に向けた活動 から の要件のうち2つ以上を選択
	B要件	集落営農化に向けた活動 担い手への農用地の集積に向けた活動 又は の要件から1つを選択

実施要領上必須とされている取組数以上を選択して積極的に取り組んでいる集落協定もあるが、その様な集落協定については平成21年度までに上記の要件を満たす活動を実施する必要がある。

19年度までの実施状況

397協定のうち377協定で選択している。

集落協定に定められた延べ906の取組項目について確認したところ、72.8%の取組項目で平成21年度までに達成すべき通知基準の5割以上を達成していた。

要件	区 分	取組数	割合(%)
生産性 収益向 上	通知基準の5割以上を達成している	212	72.9
	通知基準の5割を達成していない	66	22.7
	× 実施されていない	13	4.4
担い手 育成	通知基準の5割以上を達成している	204	62.0
	通知基準の5割を達成していない	103	31.3
	× 実施されていない	22	6.7
多面的 機能の 発揮	通知基準の5割以上を達成している	244	85.3
	通知基準の5割を達成していない	33	11.5
	× 実施されていない	9	3.2
合 計	通知基準の5割以上を達成している	660	72.8
	通知基準の5割を達成していない	202	22.3
	× 実施されていない	44	4.9

21年度までの実施見込み

92.0%の取組項目で通知基準が達成される見込みであるが、6.6%の取組項目で通知基準の達成に課題が残る見込みである。通知基準の達成が困難な取組項目は13で、平成19年度現在で実施されていない取組項目数44に比較して大幅に減少している。

なお、実施されていない取組項目については、集落協定が意欲を持って通知基準以上の取組項目を選択した結果であり、通知基準が実施される見込みがない集落協定はなかった。

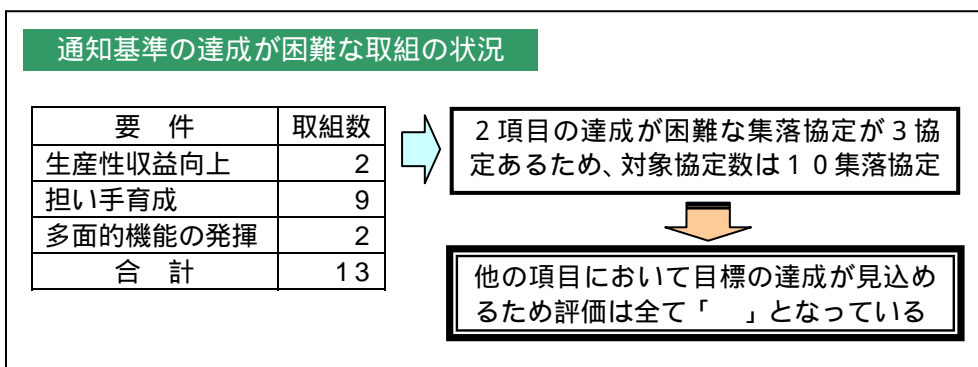
要件	区 分	取組数	割合(%)
生産性 収益向 上	通知基準の達成が見込まれる	272	93.5
	通知基準の達成に課題がある	17	5.8
	× 通知基準の達成が困難	2	0.7
担い手 育成	通知基準の達成が見込まれる	289	87.9
	通知基準の達成に課題がある	31	9.4
	× 通知基準の達成が困難	9	2.7

多面的 機能の 発揮		通知基準の達成が見込まれる	272	95.1
		通知基準の達成に課題がある	12	4.2
	×	通知基準の達成が困難	2	0.7
合 計		通知基準の達成が見込まれる	833	92.0
		通知基準の達成に課題がある	60	6.6
	×	通知基準の達成が困難	13	1.4

評価

8.0%の集落協定については、市町村からの指導・助言が必要であったが、92.0%の集落協定で通知基準の達成が見込まれており、そのうち59集落協定（15.6%）では通知基準以上の達成が見込まれる状況である。

区 分		協定数	割合(%)
	目標以上の達成が見込まれる【優良】	59	15.6
	目標の達成が見込まれる【適当】	288	76.4
	市町村の指導・助言により目標の達成が見込まれる【要指導・助言】	30	8.0
×	目標の達成が困難と見込まれる【返還】	0	0



【要指導・助言の内訳（複数回答）】

（対象：30集落協定）

区 分	協定数	割合(%)
話し合い活動の充実	26	86.7
活動内容の再検討（活動項目）	11	36.7
市町村・JA等との連携強化	8	26.7
共同取組活動の充実	8	26.7
非農家等多様な人材の参画推進	4	13.3
地域外者等との連携強化	1	3.3
近隣集落等との連携強化	1	3.3
活動内容の再検討（達成目標）	1	3.3

(7)自律的かつ継続的な農業生産活動等（選択的必須要件：B要件）の進捗状況

19年度までの実施状況

397協定のうち27協定で選択している。

集落協定に定められた延べ28の取組項目について確認したところ、67.9%の取組項目で平成21年度までに達成すべき通知基準の5割以上を達成していた。

要件	区 分	取組数	割合(%)
営農組織育成	通知基準の5割以上を達成している	4	50.0
	通知基準の5割を達成していない	2	25.0
	× 実施されていない	2	25.0
担い手へ集積化	通知基準の5割以上を達成している	15	75.0
	通知基準の5割を達成していない	5	25.0
	× 実施されていない	0	0
合 計	通知基準の5割以上を達成している	19	67.9
	通知基準の5割を達成していない	7	25.0
	× 実施されていない	2	7.1

21年度までの実施見込み

85.8%の取組で通知基準が達成される見込みであるが、7.1%の取組項目で通知基準の達成に課題が残る見込みである。

なお、通知基準の達成が困難な取組が2存在したが、A要件も併せて選択しており、A要件により目標達成が見込まれるものである。

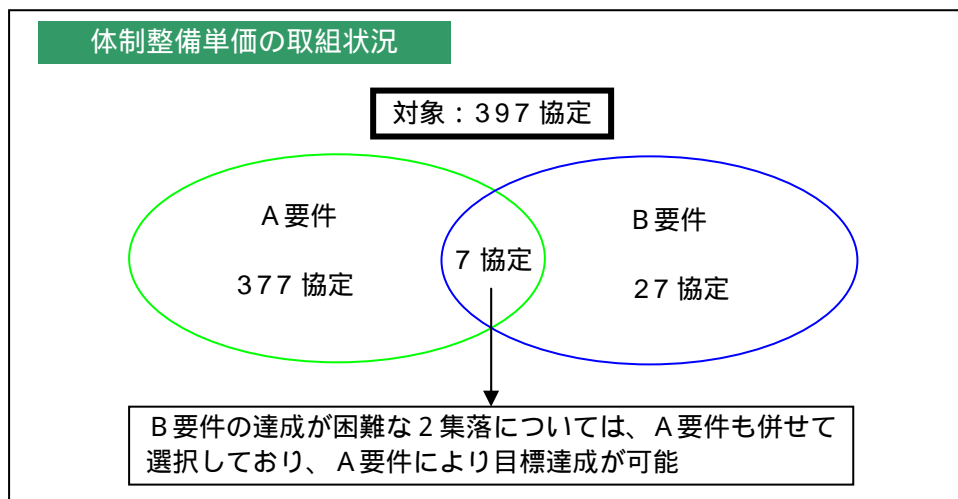
要件	区 分	取組数	割合(%)
営農組織育成	通知基準の達成が見込まれる	4	50.0
	通知基準の達成に課題がある	2	25.0
	× 通知基準の達成が困難	2	25.0
担い手へ集積化	通知基準の達成が見込まれる	20	100
	通知基準の達成に課題がある	0	0
	× 通知基準の達成が困難	0	0
合 計	通知基準の達成が見込まれる	24	85.8
	通知基準の達成に課題がある	2	7.1
	× 通知基準の達成が困難	2	7.1

評価

2集落協定については、市町村からの指導・助言が必要であったが、85.2%の集落協定で通知基準の達成が見込まれており、そのうち4集落協定（14.8%）では通知基準以上の達成が見込まれる状況である。

なお、目標の達成が困難と見込まれる2集落協定については、A要件も併せて選択しており、A要件により目標達成が見込まれるものである。

区 分		協定数	割合(%)
	目標以上の達成が見込まれる【優良】	4	14.8
	目標の達成が見込まれる【適当】	19	70.4
	市町村の指導・助言により目標の達成が見込まれる【要指導・助言】	2	7.4
x	目標の達成が困難と見込まれる	2	7.4



【要指導・助言の内訳（選択回答）】 (対象：2集落協定)

区 分	協定数	割合(%)
活動内容の再検討（活動項目）	2	100
話し合い活動の充実	1	50.0

(8)加算措置の進捗状況

加算措置については、30集落協定（2.4%）で実施している。

19年度までの実施状況

30集落協定で取り組んでいる取組項目について確認したところ、90.0%の取組項目で、規模拡大加算においては利用権の設定等が確実に実施されており、また、他の取組項目においては、平成21年度までに達成すべき通知基準の5割以上を達成していた。

要件	区 分	取組数	割合(%)
規模拡大加算	確実に実施されている	16	100
	x 実施されていない	0	0
土地利用調整加算	通知基準の5割以上を達成している	1	33.3
	通知基準の5割を達成していない	2	66.7
	x 実施されていない	0	0
耕作放棄地復	通知基準の5割以上を達成している	4	100
	通知基準の5割を達成していない	0	0

旧加算	×	実施されていない	0	0
法人設立加算		確実に実施されている	6	85.7
		遅れが見られるが着実に実施されている	0	0
	×	実施されていない	1	14.3
合計		確実実施又は通知基準の5割以上を達成している	27	90.0
		通知基準の5割を達成していない	2	6.7
	×	実施されていない	1	3.3

2 1年度までの実施見込み

53.3%の取組で通知基準が達成される見込みである。規模拡大加算に係る取組項目で通知基準の達成に課題が残るが、通知基準の達成が困難な取組はない。

要件		区 分	取組数	割合(%)
規模拡大加算		着実な実施が見込まれる	3	18.8
		着実な実施に課題がある	13	81.2
	×	利用権の設定等の解除が見込まれる	0	0
土地利用調整加算		通知基準の達成が見込まれる	3	100
		通知基準の達成に課題がある	0	0
	×	通知基準の達成が困難	0	0
耕作放棄地復旧加算		通知基準の達成が見込まれる	4	100
		通知基準の達成に課題がある	0	0
	×	通知基準の達成が困難	0	0
法人設立加算		通知基準の達成が見込まれる	6	85.7
		通知基準の達成に課題がある	1	14.3
	×	通知基準の達成が困難	0	0
合計		着実な実施又は通知基準の達成が見込まれる	16	53.3
		通知基準の達成に課題がある	14	46.7
	×	通知基準の達成が困難	0	0

評価

46.7%の集落協定については、市町村からの指導・助言により目標の達成が見込まれる。また、53.3%の集落協定では、現状のままで通知基準の達成が見込まれている。

	区 分	協定数	割合(%)
	目標の達成が見込まれる【適当】	16	53.3
	市町村の指導・助言により目標の達成が見込まれる【要指導・助言】	14	46.7
×	目標の達成が困難と見込まれる【返還】	0	0

【要指導・助言の内訳（複数回答）】

（対象：14集落協定）

区 分	協定数	割合(%)
話し合い活動の充実	14	100
市町村・JA等との連携強化	13	92.9
その他	1	7.1

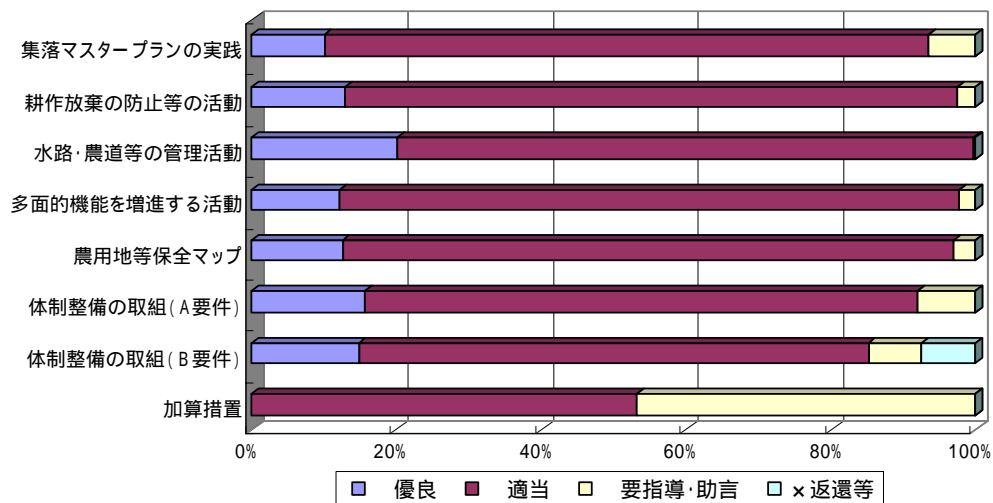
(9)総合評価

96.5%の取組項目で通知基準の達成が見込まれており、そのうち13.8%では通知基準以上の達成が見込まれる状況である。残りの3.4%の取組項目については、市町村からの指導・助言により目標が達成される見込みである。

また、目標の達成が困難と見込まれる取組項目が2存在するが、3の(7)ののとおり複数の取組を選択しているため、別の取組項目で目標達成ができる見込みである。

(協定数)

取り組むべき事項	主な内容		優良	適当	要指導 助言	× 返還等	合計
集落マスタープランの実践	3(1)	5年間の具体的活動計画の実践	127	1048	81	0	1256
農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況	3(2)	耕作放棄の防止等の活動	162	1063	31	0	1256
	3(3)	水路・農道等の管理活動	252	1001	3	0	1256
自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況	3(4)	多面的機能を増進する活動	154	1074	28	0	1256
	3(5)	農用地等保全マップの実践	50	335	12	0	397
加算措置の進捗状況	3(6)	A要件	59	288	30	0	377
	3(7)	B要件	4	19	2	2	27
	3(8)	規模拡大、土地利用調整、耕作放棄地の復旧、法人設立	-	16	14	0	30
割合(%)			13.8	82.7	3.4	0.1	100



各取組項目について、市町村が目標達成に向けて必要な指導・助言を行った集落協定は、155集落協定で全体の12.3%となった。話し合い活動の充

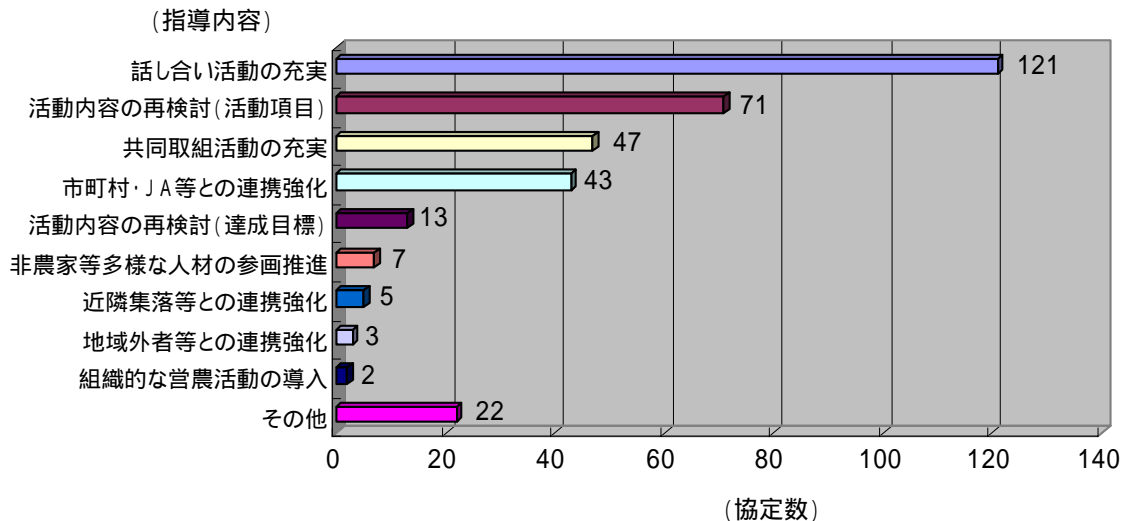
実や共同取組活動の充実等に関する指導・助言を行うことにより全ての集落協定の目標が達成される見込みである。

また、実施要領上必須とされている取組数以上を選択している集落協定に対しては、実施が困難な取組がある場合は、集落協定を変更する等の活動内容の再検討を指導・助言している事例も見られた。

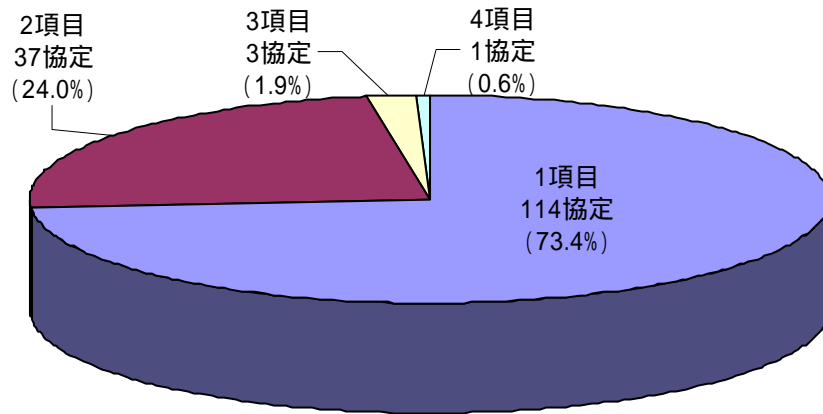
なお、市町村から指導・助言を受けた取組項目数は、1項目又は2項目の指導・助言を受けた集落協定の割合が97.4%となり、活動が著しく遅れている集落協定はほとんどなかった。

【要指導・助言の内訳（複数回答）】 (対象：155集落協定)

区 分	集落数	割合(%)
話し合い活動の充実	121	78.1
活動内容の再検討(活動項目)	71	45.8
共同取組活動の充実	47	30.3
市町村・JA等との連携強化	43	27.7
活動内容の再検討(達成目標)	13	8.4
非農家等多様な人材の参画推進	7	4.5
近隣集落等との連携強化	5	3.2
地域外者等との連携強化	3	1.9
組織的な営農活動の導入	2	1.3
その他	22	14.2

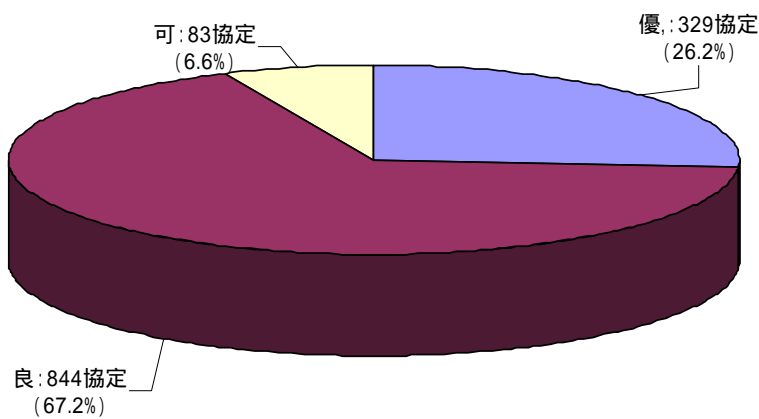


指導・助言を行った集落協定の指導項目数



集落協定の活動状況を加点法により総合評価した状況は下記のとおりである。

総合評価の内訳



- 優：3(1)～3(8)に「 」又は「 」が6以上かつ「×」がない場合
- 良：3(1)～3(8)に「 」又は「 」が4以上かつ3(1)～3(4)に「×」がない場合
- 可：3(1)～3(4)に「×」がない場合
- 不可：3(1)～3(4)に「×」がある場合

「優」の集落協定が26.2%、「良」の集落協定が67.2%となり合計で93.4%を占めており、本事業により各集落協定の取組が適切かつ順調に実施されていると認められる。